

いじめ防止対策推進法13条に基づき、また、群馬県いじめ防止基本方針を踏まえ、以下の「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

【基本理念】

「いじめ」は、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

そこで本校では、すべての児童と教職員が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち、全ての児童がいじめを行わず、またいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止の対策に計画的・継続的に、組織として取り組んでいくこととする。

【いじめの禁止】

児童はいじめを行ってはならない。また、いじめを見たり聞いたりした場合、それを放置してはならない。

【学校及び職員の責務】

- 学校は全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、保護者や関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。
- 教職員は、いじめの事実があると疑われるときは絶対に一人で抱え込まず、校内の「いじめ対策委員会」に通報するなど適切な措置をとる。
- 学校は、いじめの通報を受けたときは速やかにいじめ事実の有無を確認し、その結果を設置者に報告する。
- 学校は、いじめがあったことが確認された場合にはいじめをやめさせ、いじめを受けた児童や保護者への支援、いじめを行った児童への指導や保護者への助言を迅速かつ適切に行い、その再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを許さない基盤づくり

- ・学校の最重点目標の一つとして、弱いものいじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。

(2) 学級経営の充実

- ・児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いに認め合える学級づくりを行う。
- ・いじめを行わない、いじめを許さない意識をもたせる。
- ・学級のルールや規範がきちんと守られるよう指導の徹底を図る。

(3) 道徳・人権教育の充実

- ・いじめを題材として取り上げることを指導計画の中に位置付け、いじめを許さない心情を育てる授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・思いやりや生命を大切にされた指導の充実に努める。
- ・人権週間を中心に正しい人権感覚を身に付け、心のふれ合いを重視し、お互いに尊重し思いやりのある学級・学校づくりに努める。

- (4) 授業中における積極的な生徒指導
 - ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを推進し、楽しい授業、分かる授業を通して、子どもたちの学び合いを保証する。
- (5) 社会性の育成（お互いに認め合う集団づくり、授業、特別活動、行事等）
 - ・特別活動等におけるさまざまなグループ活動、異年齢活動などを通して、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく交わる力を身に付けさせていく。
- (6) 児童の手によるいじめ防止
 - ・児童がいじめ問題を自分たちの課題としてとらえ、自主的・自発的にいじめの予防と解決に取り組めるよう、企画委員会を中心とした児童主体のいじめ防止活動を推進する。
- (7) 保護者、地域との連携
 - ・学校だよりや学級だよりなどの各種通信や保護者会などを通して、家庭や地域にいじめ問題に対する学校の認識や対応方針、方法などを周知し、協力と情報提供を依頼する。
- (8) インターネット対策
 - ・インターネットを通じて行われるいじめ防止のため、必要な啓発活動として外部講師を招き、インターネットや携帯電話等の情報モラル研修会を行う。
 - ・児童に情報モラル教育を実施する。

3 いじめの早期発見のための具体的な取組

- (1) 悩みやいじめに関するアンケートを月1回実施し、情報収集を行う。
- (2) 必要に応じて教育相談を行い、児童からの悩み等の情報を得る。
- (3) 日記指導、朝の会、帰りの会や学級活動を通して日常の児童の実態・交友関係を把握する。
- (4) 問題行動が起こった際は、電話連絡や家庭訪問を通して、保護者と連携を図りながら指導を行い、早急かつ問題が小さいうちに対処していく。
- (5) 日常の児童の観察、職員間の情報交換を行い、児童の変化をキャッチする。
- (6) 月1回の生徒指導委員会（含：いじめ対策委員会）の情報交換の中で、複数の目で児童の日常の様子を検討する。
- (7) スクールカウンセラーを積極的に活用し、相談活動を通して適切な理解・対処を行う。

4 いじめ防止等の対策のための組織

生徒指導委員会が「いじめ対策委員会」の機能を兼ね対応する。生徒指導委員会は毎月1回開催し、情報交換を行う。

【構成員】 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、低・中・高学年代表、養護教諭、特別支援コーディネーター、必要に応じてスクールカウンセラー・学校支援コーディネーター

【開催】 月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催をする。

【活動内容】

- (1) 生徒指導情報交換
 - 問題行動の事案と今後の指導についての共通理解
 - 気になる児童に対する情報交換
 - 生徒指導上、学校全体で取り組むべきことについて
- (2) いじめに関わること
 - いじめの未然防止、早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談、情報交換等）
 - いじめの対応、早期解消に関すること
 - いじめ撲滅に向けた児童理解と職員の研修について
 - 保護者や地域、関係機関との連携について

5 いじめに対する措置

- (1) いじめに係わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合はいじめを止めさせるとともに、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。いじめの解消については、被害者が心身の苦痛を感じない状態が3か月以上続いた場合を目安として判断する。
- (3) いじめを受けた児童等が、安心して教育を受けるために必要と認められる時は、保護者と連携をとりながら一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめに係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

6 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- 重大事案が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 学校評価における留意事項

いじめの事実把握及び措置を適切に行うため、学校評価にいじめに関わる項目を加え、その取組を評価する。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを言う。

【いじめの様態】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視される。
- ・軽くぶたれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。

(群馬県いじめ防止基本方針)